

大和市告示第141号

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年9月27日

大和市長 大木 哲

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市農業振興対策補助金交付要綱（平成20年大和市告示第63号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和4年における原油価格及び物価の高騰対策に関する特例措置）

2 第1条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間、第1条中「農業者」とあるのは、「農業者又は農業者」と、別表第1中

多面的機能発揮推進補助金	1 農地維持活動については、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通達）別紙1第3に規定する対象農用地において行う同要綱別紙1第4に規定する対象活動に要する経費 2 資源向上活動（共同）及び資源向上活動（長寿命化）については、同要綱別紙2第3に規定する対象農用地において行う同要綱別紙2第4に規定する対象活動に要する経費	1 農地維持活動については、同要綱別紙1第2に規定する対象組織であること。 2 資源向上活動（共同）については、同要綱別紙2第2、1に規定する対象組織であること。 3 資源向上活動（長寿命化）については、同要綱別紙2第2、2に規定する対象組織であること。
--------------	--	---

とあるのは

<p>多面的機能発揮推進補助金</p>	<p>1 農地維持活動については、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通達）別紙1第3に規定する対象農用地において行う同要綱別紙1第4に規定する対象活動に要する経費</p> <p>2 資源向上活動（共同）及び資源向上活動（長寿命化）については、同要綱別紙2第3に規定する対象農用地において行う同要綱別紙2第4に規定する対象活動に要する経費</p>	<p>1 農地維持活動については、同要綱別紙1第2に規定する対象組織であること。</p> <p>2 資源向上活動（共同）については、同要綱別紙2第2、1に規定する対象組織であること。</p> <p>3 資源向上活動（長寿命化）については、同要綱別紙2第2、2に規定する対象組織であること。</p>
<p>生産資材価格高騰対策補助金</p>	<p>令和4年における原油価格及び物価の高騰の影響を受けた次に掲げる生産資材の購入に要する経費（令和4年4月1日（第2号に掲げる生産資材にあつては同年6月1日）から令和5年3月3日まで（以下「対象期間」という。）に購入したものに限る。）</p> <p>(1) 園芸施設の加温に係る燃料</p> <p>(2) 肥料</p> <p>(3) 飼料</p>	<p>経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が500,000円以上の農家であること。</p>

と、別表第2中

<p>多面的機能発揮推進補助金</p>	<p>1 農地維持活動については、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第6、2の規定の例により算出された額とする。</p> <p>2 資源向上活動（共同）については、同要綱別紙2第6、2(1)の規定の例により算出された額とする。</p> <p>3 資源向上活動（長寿命化）については、同要綱別紙2第6、2(2)の規定の例により算出された額とする。</p>	<p>活動計画書 収支予算書</p>	
---------------------	--	------------------------	--

とあるのは

<p>多面的機能発揮推進補助金</p>	<p>1 農地維持活動については、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第6、2の規定の例により算出された額とする。</p> <p>2 資源向上活動（共同）については、同要綱別紙2第6、2(1)の規定の例により算出された額とする。</p> <p>3 資源向上活動（長寿命化）については、同要綱別紙2第6、2(2)の規定の例により算出された額とする。</p>	<p>活動計画書 収支予算書</p>	
<p>生産資材価格高騰対策補助金</p>	<p>次の各号に掲げる生産資材の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 園芸施設の加温に係る燃料及び飼料 当該生産資材に係る対象期間の各月ごとの購入価格と令和3年3月における購入価格との差額の合計額</p> <p>(2) 肥料 対象期間における購入価格を別に定める価格上昇率で除して得た額を10分の9で除して得た額を、当該購入価格から減じて得た額に100分の15を乗じて得た額</p>	<p>領収書（写し） その他 交付額の算定の基礎となる資料</p>	<p>とする。</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 令和5年3月31日までに交付した改正後の大和市農業振興対策補助金交付要綱別表第1に掲げる生産資材価格高騰対策補助金に係る同要綱第6条の規定による書類の保存及び大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に基づく返還については、同日後もなお従前の例による。